



国民年金的加入手续

●年金制度简介

年金制度与年龄、残疾、死亡有关，其目的是通过支付必要的年金以确保生活的稳定。年金的种类分为国民年金和厚生年金保险，与国籍无关，所有在日本国内拥有住所的20岁以上，未满60岁的人都必须加入公共年金制度。（以“特定活动（医疗逗留）”或者“特定活动（以观光等为目的的长期逗留）”的在留资格逗留的人除外。需另行办理手续。）在公司或工厂工作的人加入厚生年金保险，加入手续由工作单位进行办理。其他没有加入厚生年金的人应加入国民年金，加入手续由本人在市政厅国民年金窗口中心办理。

国民年金窗口中心 电话：079-221-2332

●支付的年金有年龄、残疾、遗族基础年金

- ・原则上缴纳保险费在10年（支付资格年限）以上，满65岁时领取。
→老龄基础年金
- ・加入期间内成为残疾人，或是在20岁前因疾病或受伤成为残疾人的情况下。
→残疾基础年金
- ・加入者死亡，只剩下有孩子的配偶（丈夫或者妻子）或者孩子时。
→遗族基础年金

需要满足一定的领取条件，详细请向年金事务所，或市政厅1楼国民年金窗口中心咨询。

姫路年金事務所 电话：079-224-6382

●关于退出制度时的一次性支付金

国民年金保险费的缴纳期间，或是厚生年金保险的加入期间在6个月以上，但还不具备老龄基础年金领取资格的外国人，如果丧失了被保险人资格，在失去日本国内住所之日起两年之内进行申请的话，可以领取一次性的退出支付金。

姫路年金事務所 电话：079-224-6382

国民年金への加入手続きは



●年金制度

年金制度は年齢、障害、死亡に関して必要な年金を支給することで、生活の安定をはかることを目的としています。年金には、国民年金や厚生年金保険があります。国籍に関係なく日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が公的年金制度に加入しなくてはなりません。（在留資格が「特定活動（医療滞在）」や「特定活動（観光等を目的とするロングステイ）」により滞在する方を除く。別途手続きが必要になります。）会社や工場に勤めている方は厚生年金保険に加入し、加入手続きは勤務先の会社が行います。その他厚生年金に加入していない方は国民年金に加入し、加入手続きは、本人が市役所国民年金窓口センターで行います。

国民年金窓口センター ☎079-221-2332

●老龄、障害、遺族基礎年金が支給されます

- ・原則として10年（受給資格期間）以上保険料を納め、65歳になったとき
→老龄基礎年金
- ・加入中に障害者になったときや20歳前の病気やケガで障害者になったとき
→障害基礎年金
- ・加入者が死亡し、子のある配偶者（夫もしくは妻）または子だけがのこされたとき
→遺族基礎年金

一定の受給条件を満たしていることが必要ですので、くわしくは年金事務所または市役所1階国民年金窓口センターにお問い合わせください。

姫路年金事務所 ☎079-224-6382



●脱退一時金について

国民年金保険料の納付済期間、または厚生年金保険の加入期間が6カ月以上あり、老龄基礎年金の受給資格のない外国人の方が被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所がなくなった日から2年以内に請求すれば脱退一時金が支給されます。

姫路年金事務所 ☎079-224-6382